

## 後志 15 町村連携地域ビジョン（行政職員研修等）

令和 3 年（2021 年）3 月 18 日策定

### 1 連携地域の名称及び構成町村

#### （1）連携地域の名称

後志 15 町村連携地域

#### （2）構成町村

島牧村、寿都町、黒松内町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、共和町、岩内町、泊村、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

### 2 地域連携ビジョンの取組期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とし、毎年度所要の見直しを行う。

### 3 連携地域の将来像

#### 【課 題】

後志 15 町村連携地域は、北海道の南西部に位置し、北部西部は日本海に面し、東部は石狩地域に、南部は西胆振地域に隣接するとともに渡島半島の付け根にまで及ぶ地域である。

加速化する人口減少や財政状況により、職員数も減少傾向にあるが、行政に対するニーズは高度化し、複雑化の一途をたどっており、個々の職員のより一層の能力向上に向けた外部講師を活用した研修や専門的な研修が必要であるが、単独町村での研修開催は厳しい状況にあり、地域全体でスケールメリットを活かした取組みが必要となっている。

後志 15 町村連携地域の人口及び人口推計

（単位：人）

自治体名	2015 年	2020 年	2030 年	2040 年	2040 年/2015 年
島牧村	1,499	1,309	979	719	48.0%
寿都町	3,137	2,766	2,145	1,646	52.5%
黒松内町	3,082	2,805	2,345	1,953	63.4%
ニセコ町	4,958	4,948	4,910	4,723	95.3%
真狩村	2,103	1,923	1,607	1,313	62.4%
留寿都村	1,907	1,757	1,488	1,261	66.1%
喜茂別町	2,294	2,053	1,635	1,288	56.1%
京極町	3,187	2,857	2,246	1,744	54.7%

自治体名	2015年	2020年	2030年	2040年	2040年/2015年
共和町	6,224	5,736	4,801	3,950	63.5%
岩内町	13,042	11,604	8,987	6,790	52.1%
泊村	1,771	1,640	1,400	1,194	67.4%
古平町	3,188	2,755	1,992	1,398	43.9%
仁木町	3,498	3,252	2,780	2,350	67.2%
余市町	19,607	17,851	14,430	11,295	57.6%
赤井川村	1,121	1,003	781	591	52.7%
連携地域計	70,618	64,259	52,526	42,215	59.8%
全道(単位:千人)	5,382	5,217	4,792	4,280	79.5%
全国(単位:千人)	127,095	125,325	119,125	110,919	87.3%

出典:「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月公表)」(国立社会保障・人口問題研究所)

### 【目指す姿】

後志15町村連携地域では、多様化する住民のニーズに応えるため、個々の職員の能力向上を図り、研修等への参加職員間での交流を促進し、情報の共有や人的ネットワークの構築により地域として連携して課題解決に取り組み、持続可能な地域づくりを目指す。

#### 4 地域連携協定に基づき推進する取組み

地域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- a 連携町村における人材の育成
- b 連携町村の職員等の交流

#### <協定の内容>

外部講師を活用した研修を実施することにより、新規採用職員の早期戦力化を図るとともに、連携地域職員間での交流により、連携を深める。

#### <具体的取組み>

事業内容	道の新規採用職員研修を活用した町村合同研修・交流の実施
事業主体	島牧村、寿都町、黒松内町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、共和町、岩内町、泊村、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
事業効果	外部講師を活用した研修により、公務員としての自覚や心構えについて意識の確立を促すとともに、接遇や仕事の進め方などの社会人としての基本的な知識や技能の習得を図り、職務・職場への適応能力を養う事ができる。

	さらに、連携町村間での交流により情報の共有や人的ネットワークの構築が図れ、地域として連携して対応する力を養う事ができる。					
役割分担	幹事町村 ・各町村との総合調整、研修テーマ、講師の選定・依頼 幹事町村以外 ・研修への参加派遣					
指標	職員研修参加人数[全新規採用職員の参加]					
事業費見込額	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	計 (単位:千円)
	0	500	500	500	500	2,000

## 5 その他

研修の実施にあたり、必要な事項は実施要領で規定する。